

廃業に必要な書類

届出先	チェック	書類名
免許(府庁)	★	廃業等届出書
		免許証(原本)
	★	除かれた戸籍の謄本 発行後3か月以内のもの 個人で代表者死亡の場合
	★	閉鎖した登記用紙の謄本 発行後3か月以内のもの 合併による消滅又は解散の場合
	★	裁判所が破産管財人に交付する選任を証する書面 破産の場合 発行後3か月以内のもの
取引士登録		様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (取引士登録のある各都道府県へご提出ください)
宅建協会 ○は必須	○	廃業・退会・事務所廃止届 (3枚)
	○	申請書類副本より ★分の写し
	○	弁済業務保証金分担金納付書 会員様原本 ※従たる事務所がある場合は所在する支部へ届出下さい。
	△	始末書(弁済業務保証金分担金納付書紛失用) ※紛失された場合のみ
	△	会員カード返却 (正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/haigyou/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）
（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出ください。

※ 廃業手続きはメール・郵送でのお手続きはできません。支部までご来館お願い致します。

正会員会費 4,500円/月・準会員B会費 1,000円/月は半年に1回の口座振替にて取り切りとなっております。

4/1～5月中旬または10/1～11月中旬に協会を退会された場合、半年分の正会員会費27,000円（4,500円×6ヶ月）・準会員B会費 6,000円（1,000円×6ヶ月）は現金もしくは振込にて納入お願い致します。



大阪府宅地建物取引業協会
泉州支部

〒596-0077 大阪府岸和田市上町9-4

TEL : 072-438-9001 FAX : 072-438-9004

e-mail : osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp